

Singapore Topics - 4

注目される「日本・シンガポール新時代経済連携協定」

2 0 0 2 年 2 月
シンガポール駐在員事務所
日本政策投資銀行

はじめに

本トピックスは、今年1月、小泉総理とシンガポールのゴー・チョクトン首相の間で署名された「日本・シンガポール新時代経済連携協定」(JSEPA : Agreement between Japan and The Republic of Singapore for a New-Age Economic Partnership) について紹介するものである。

JSEPA は日本にとっては初の2国間協定であることから、国内外から注目を集めた。その内容は、伝統的な自由貿易協定(関税撤廃を中心とした貿易の自由化)にとどまらず、金融サービス、情報通信技術、科学技術、人材養成、貿易・投資の促進、中小企業、放送、観光といった幅広い分野において経済連携を強化するものとなっている。また、今後、日本が機動的に2国間や地域間の協定を活用していく上で、貴重なモデルケースとなることが期待されている。

シンガポール駐在員事務所
駐在員 成清正和

目 次

日本・シンガポール間の貿易	4
協定の経緯	5
協定の内容	7
1 構成	7
2 概要	7
おわりに	12
参考ウェブサイト	13
別表	14

・日本・シンガポール間の貿易

日本とシンガポールは、互いに重要な貿易・投資のパートナーである。

日本の対世界貿易に占めるシンガポールのシェアは 3.2% (2000 年往復) であり (表 1)、日本にとってシンガポールは、米国、台湾、韓国、中国、香港に次ぐ第 6 位の輸出相手国、第 5 位の対外投資先国 (99 年末直接投資残高) である。

他方、シンガポールの対世界貿易に占める日本のシェアは 12.0% (99 年往復) であり (表 2)、シンガポールにとって日本は、米国 (18.2%)、マレーシア (16.1%) に次ぐ第 3 位の貿易相手国であり、輸出相手国としては、米国、マレーシア、香港に次ぐ第 4 位の位置にある。

表 1 : 日本の対世界貿易 (2000 年)

(単位 : 億円、%)

	対世界		シェア
		対シンガポール	
輸出	516,542	22,429	4.3
輸入	409,384	6,936	1.7
往復	925,926	29,375	3.2

(出所 : 財務省資料)

表 2 : シンガポールの対世界貿易 (99 年)

(単位 : 億\$, %)

	対世界		シェア
		対日本	
輸出	1,147	85	7.4
輸入	1,111	185	16.7
往復	2,258	270	12.0

(出所 : 財務省資料)

・ 協定の経緯

日本・シンガポール新時代経済連携協定の交渉は、1999年12月、当時の小淵総理とゴーク首相との首脳会談（於：シンガポール）において、ゴーク首相から提案されたことに始まる。ゴーク首相からは、協定の内容について「自分はモノの移動を中心とした伝統的なものを考えてはいない。自分はこれを「新時代の自由貿易協定」と呼んでいる。具体的な重点は、サービス分野、情報・技術、教育、学生交流等である。」との発言がなされた。

その後、両国の産学官で構成する共同検討会合が設置され、その検討会で、協定交渉に進むべきとの勧告を含む報告書が取りまとめられ、2000年9月に両国首脳に報告の上、公表された。翌月の2000年10月に、再度、両国首脳会談（於：日本。日本側は森総理（当時））が開催され、共同検討会報告書の勧告に従い、協定交渉を2001年に開始し、2001年末までに終了することで合意がなされた。そして、今年1月13日、ASEAN5カ国歴訪中の小泉総理とゴーク首相は、日本・シンガポール新時代経済連携協定(JSEPA)に署名した。ゴーク首相の提案から、わずか2年余りで署名にこぎつけたわけである。

JSEPAにより、両国の貿易・投資の自由化・円滑化や経済の連携強化を図り、域内の貿易・投資を拡大し、両国経済を活性化することが期待される。日本国内では、JSEPAをビジネスチャンスの拡大とともに、モノ、資本、人材の流れを活発化させることで国内の経済構造改革につなげようとの思惑もあった。

また、JSEPA署名後の政策演説（於：シンガポール）の中で、小泉総理が「日本・ASEAN包括的経済連携構想」等を提案したように、JSEPAは、今後、日本が機動的に2国間や地域間の協定を活用していく上で、貴重なモデルケースとなることが期待されている。

なお、今後の予定としては、日本においては協定の国会承認、関連国内法案の国会審議等の国内手続を経ることになる。早ければ今年の夏にも発効される見通しである。

表 3 : 交渉経緯

1999年12月	小渕総理(当時)、ゴー・チョクトン・シンガポール首相と合意 日本とシンガポールのありうべき自由貿易協定に関する諸方 策を産学官の専門家による検討会合の設立に合意
2000年3月	第1回検討会合(於:シンガポール)
2000年4月	第2回検討会合(於:日本)
2000年6月	第3回検討会合(於:シンガポール)
2000年8月	第4回検討会合(於:日本)
2000年9月	第5回(最終)検討会合(於:シンガポール) 最終会合でまとめられた共同報告書を森総理(当時)に提出 【報告書の提言の概要】 自由貿易協定は、多角的貿易体制を補完し、更に貿易自由化や 経済活性化を進めていくための1つの方策として有効である。 WTOの対象分野である物品・サービス貿易については、更なる 自由化を二国間で図る。その際、農林水産物等特定セクターの 品目のセンシティブリティには配慮する。 WTOはいまだカバーしていない分野である投資、競争政策、 相互認証等については、モデルとなるルール作りや市場連携を二 国間で進める。 協定の名称は、伝統的な自由貿易協定よりも幅広い分野をカバ ーすることを踏まえ、「新時代の連携のための日本・シンガポ ール経済協定」とする。
2000年10月	日星首脳会談(於:日本) 森総理(当時)とゴー首相は、本協定の交渉開始に合意。協定 締結のための正式交渉を2001年1月に開始し、遅くとも2001 年末までに終了すべきことを決定。
2001年1月	日星経済連携協定締結交渉開始(第1回本交渉(於:シンガポ-ル)) 交渉対象分野、今後の交渉の進め方、交渉の主要課題等を議論
2001年4月	第2回本交渉(於:日本) 各個別分野の主要課題を議論
2001年9月	第3回検討会合(於:シンガポール) 各個別分野の主要課題を議論
2001年10月	第4回検討会合(於:日本) 各個別分野の主要課題を議論、実質合意に至る(本交渉4回の 他、課長級による非公式協議12回実施)
2001年10月	日星首脳会談(於:上海APEC) 小泉総理とゴー首相は、交渉を成功裡に終えた旨及び署名のた め2001年末までに本協定を完成させるべきである旨の共同発表
2002年1月	小泉総理とゴー首相の間で、日星経済連携協定に署名(於:シン ガポール)

(出所:各種資料より政策投資銀行作成)

・ 協定の内容

1. 構成

JSEPA は、

- ・ 国会承認の対象となる「協定本体」(全 22 章 153 条)
- ・ 協定本体の下に、協定実施のための細目及び手続を規定し、閣議決定を経て政府間で締結される「実施取極」(全 48 条)
- ・ 署名式の際に両国首脳により発表され、JSEPA を補足する確認事項や民間が主体となる取組等について言及された「両国共同声明」により構成されている。

協定本体の章構成は、モノ、資本、人材の自由化・円滑化を促進する分野と経済の連携を強化する分野の大きく 2 つの分野からなる(表 4 参照)。

表 4 : 協定の章構成

自由化・円滑化分野	経済連携強化分野	その他
第 2 章：物品の貿易 第 3 章：原産地規則 第 4 章：税関手続 第 5 章：ペーパーレス貿易 (貿易取引文書の電子化) 第 6 章：相互承認 第 7 章：サービス貿易 第 8 章：投資 第 9 章：自然人の移動 第 10 章：知的財産 第 11 章：政府調達 第 12 章：競争政策	第 13 章：金融サービス 第 14 章：情報通信技術(ICT) 第 15 章：科学技術 第 16 章：人材養成 第 17 章：貿易・投資の促進 第 18 章：中小企業 第 19 章：放送 第 20 章：観光	第 1 章：総則 第 21 章：紛争の 回避及び解決 第 22 章：最終規定

2. 概要

協定の概要については、詳細は別表(14 ページ以降)に示している。

(1)自由化・円滑化分野

まず、自由化・円滑化分野についてみると、物品の貿易については、農水産物等を除くほとんどすべての品目の関税を撤廃する。

日本が新たに関税を撤廃するのは、プラスチック製品等の化学製品、石油製品、繊維等の鉱工業品であり、品目数にして3,851品目に及ぶ。その結果、JSEPA発効後は、全9,023品目中6,938品目に関税撤廃されることになる。一方、農水産物と皮革製品、石油・石化製品の一部は関税が据え置かれた。これにより、シンガポールから日本への輸入品のうち無関税の品目の割合(貿易額ベース。以下同じ。)は、全体で、現在(WTO無税譲許=WTO協定上、関税撤廃を約束した品目のこと)の84%から94%になる。農水産物については、表5にみるとおり、無税化する品目の割合は6.9%にすぎないが、そもそも農水産物が輸入総額に占める割合は4.8%に過ぎず、シンガポール側も、日本の農林水産分野のセンシティブリティに理解を示した。なお、農水産物について、関税撤廃しない品目でシンガポールから輸入実績のある品目の例としては、マグロ、ココア調製品、乳製品、調製食用脂、植物性油脂等がある。

一方、日本からシンガポールへの輸入品については、表5ではWTO無税譲許上は58.8%となっているが、実質的には、現時点で酒類4品目を除きすべて無税化されており、協定発効と同時に、これら4品目の関税もすべて撤廃されることになっている。

表5：WTO無税譲許とJSEPA無税譲許との比較(単位：億円、%)

		全 体 貿易額	WTO無税譲許		JSEPA無税譲許	
			貿易額	シェア	貿易額	シェア
星 日本	農林水産品	320	21	6.6	22	6.9
	鉱工業品	6,317	5,569	88.2	6,206	98.2
	全品目合計	6,637	5,590	84.2	6,227	93.8
日本 星		20,943	12,317	58.8	20,943	100.0
日星往復		27,580	17,907	64.9	27,171	98.5

注) 1. 本表においてはシンガポールを「星」と表記。

2. 貿易額は、2000年貿易統計ベース。

3. WTO無税譲許とは、2000年1月現在の品目表をベースとし、
2002年4月までのWTO関税撤廃スケジュールを適用したもの。

(出所：財務省資料)

なお、WTO 協定上は、どの WTO 加盟国にも同様の待遇を与えること（最恵国待遇）が原則とされているが、域内の産品に係る「実質上全ての貿易」について関税等を廃止することを条件として、最恵国待遇の例外となる自由貿易協定を締結することが認められている。この「実質上全ての貿易」については国際的に確立した定義はないが、一般的には、

二国間の貿易量の 9 割以上を無税譲許すること

特定セクターを一括除外しないこと

が最低限必要であると理解されており、今回の JSEPA は、WTO との整合性がとれている。

モノの貿易に関しては、このほか、

- ・ 税関手続の簡素化
- ・ 貿易取引文書の電子化（ペーパーレス化）の促進、電子化に係る環境整備
- ・ 電気電子製品及び通信機器について、適合性評価検査を輸出国内で実施（輸入国は自動的に承認）

等について合意がなされた。

モノの貿易と並ぶもう一つの大きな柱であるサービス貿易については、両国間で WTO の約束水準を超えて、新たに海運、研究開発、流通などの分野について自由化が約束された。

資本（投資）面については、まだ WTO 等の多国間協定のない分野であるが、JSEPA では、投資促進と投資保護に関する合意がなされており、具体的には、

- ・ 投資家の内国民待遇の確保（相手国企業を自国内企業と平等に扱う）
- ・ パフォーマンス要求（技術移転、研究開発等の義務付け）の禁止
- ・ 不合理な資産収用の禁止や送金の自由

等の内容が含まれている。

人の面については、ビジネス目的の出入国の簡単化や、IT 技術者等の専門技術資格者に関する職業資格の相互承認について検討開始等について約束された。また、知的財産についても、例えば、日本の特許庁の審査結果をシンガポールの知的財産庁に提出することで特許取得可能になるといった特許付与手続の円滑化が行われる。あわせて、両国の専門家の交流、知的財産ワークショップやフェアの開催についても言及されている。

(2)経済連携強化分野

経済連携強化分野は、金融協力等の二国間協力である。

金融サービス面では、両国の規制当局間の情報交換等を通じた協力実施、両国及びアジアの金融資本市場の発展、その市場インフラ整備のための協力、といった内容である。

その他、情報通信技術、科学技術、人材養成、貿易・投資の促進、中小企業、放送、観光といった幅広い分野について協力が約束されている。これらの協力には、例えば、シンガポールの目抜き通りであるオーチャードロードと銀座との姉妹提携（双方で記念イベント開催等）、シンガポール国立大学と九州大学、慶応大学との大学交流協定（単位互換等）、南洋工科大学と広島大学との大学交流協定といった民間が主体となる協力活動についても、首脳間共同声明において言及されている。こうした民間主体の協力活動については、政府が想定していないようなアイデアが生まれ、新しいビジネスチャンスが拡大することが期待される。

今回の合意の中には、JSEPA を発展させるために総括委員会等を設置することも盛り込まれた。具体的には、両国間で総括委員会を毎年実施し、協定の適正実施を確保するとともに、両国間の経済連携の一層の強化に向けた協議を実施する。総括委員会の下にはワーキング・グループが設置され、産業界、学会からの参加も可能とし、幅広い層からの意見を反映させる。このほか、5年に一度、内容を見直すことも含まれている。

また、JSEPA は2国間の協定ではあるものの、加入条項を含んでおり、今後他国が加入する道筋がつけられている。

今回の JSEPA 署名式は、小泉総理の ASEAN5 カ国歴訪（フィリピン、マレーシア、タイ、インドネシア、シンガポール）の中で行われたが、その締めくくりとなる署名式の翌日の政策演説において、小泉総理は、21世紀における日本と ASEAN との関係を、「率直なパートナー」として、「共に歩み共に進む」との基本理念の下で協力を強化すべきと述べた。具体的には、

各国が「改革」を行い、一層の繁栄に向かって進むことの重要性
東南アジア地域の安定確保のために、テロ、海賊、エネルギー安全保障、
感染症、環境、薬物等の問題解決のための協力の継続と強化の必要性

2003 年を「日・ASEAN 交流年」とすること、「日・ASEAN 包括的経済連携構想」の提案、ASEAN+3（日本、中国、韓国）での新たな経済開発の枠組みとして「東アジア開発イニシアチブ」の提案等、未来への協力に関する 5 つの構想

を表明した。さらに、ASEAN+3 に、オーストラリア、ニュージーランドを加えたコミュニティを構築し、連携を強めていくことが重要であると述べた。これらの提案に対しては、訪問先の首脳から基本的に歓迎する意向が示された。

・おわりに

今回の JSEPA 締結については、今後、日本が 2 国間や地域間の協定を活用していく上での土台になるものと期待されている。一方で、シンガポールのマスコミの中には、JSEPA の効果を疑問視する意見を取り上げたものもあり、最後に紹介しておきたい。

JSEPA により、シンガポール企業にとって日本市場参入への間口が広がる一方、地元紙には、「JSEPA の効果は十分ではなく、日本市場について関税以外の障壁が取り払われていない」といった製造業者の意見を紹介する記事も見られた。具体的な市場参入の障壁としては、系列化による新規参入の難しさ、コスト高、強力な日本ブランドとの競争、日本の消費者が国内ブランドを好む傾向にあること、等が挙げられている。

小泉総理が政策演説の中で唱えた提案については、別の地元紙は社説の中で、「日本は国内の経済構造改革に手一杯のためリーダーシップを発揮できる状態になく、(昨年 11 月の ASEAN+中国首脳会議において中国の朱鎔基首相の提案により 10 年以内の自由貿易協定締結を目指して ASEAN との協議を始めた) 中国が、リーダーシップ役を担えるのであれば、日本としては中国にその役を担わせたいように見える」と記している。

また、今回の JSEPA について、中国はどう見ているのだろうか。シンガポールの華人紙「連合早報」は、親中国的で知られる論説委員の執筆による「ASEAN を巡り中国と張り合う小泉首相」と題する厳しい批評文を掲載した。その主張は、小泉総理の ASEAN 諸国訪問は「JSEPA 署名以外ほとんど成果がなかったに等しい」というものである。具体的には、「日本は、中国が ASEAN との自由貿易協定を提案したため、ASEAN が中国に傾き日本が孤立するという恐れを抱いて日本・ASEAN 包括的経済連携構想を打ち出したが、日本は農業分野を抱えているので提案は中途半端なものに終わった。さらに、景気回復のメドが立たない中、中国のように自国の利益にとらわれない自由貿易構想を打ち出すのは困難である。日本は、ASEAN+3 自由貿易地域構想に対する消極的姿勢を隠すため、オーストラリア及びニュージーランドを含めた構想を提唱したが、これは事態をより複雑にすることで、経済回復までの時間稼ぎを試みているものだ」という主張を展開するものであった。

・ 参考ウェブサイト（JSEPA 関連）

【日本】

首相官邸：www.kantei.go.jp/index-j2.html

外務省：www.mofa.go.jp/mofaj/area/singapore/kyotei/index.html

財務省：www.mof.go.jp/jouhou/kanzei/ka140115.htm

経済産業省：www.meti.go.jp/w_index.html

【シンガポール】

貿易産業省：www.mti.gov.sg/public/FTA/frm_FTA_Default.asp?sid=28

（協定全文あり（英語））

別表：協定の概要

構成	内容
総則 (第1章)	<p>総括委員会を設置</p> <p>両国間で総括委員会を毎年実施し、協定の適正実施を確保するとともに、両国間の経済連携の一層の強化に向けた協議を実施。総括委員会の下にはワーキング・グループを設け、産業界、学会からの参加も可能とし、幅広い層からの意見を反映させる。</p>
物品の貿易 (第2章)	<p>【関税撤廃率】(2000年、貿易額¹-²)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体：両国間の貿易量の98.5%(現在64.9%) 日本 星：100% 星 日本：93.8%(現在84.2%) ・鉱工業品 日本 星：100% 星 日本：98.2%(現在98.2%) <p>新たに無税化する品目：化学品(プラスチック製品、化学化合物、ポリスチレン・ポリプロピレン等の原料樹脂の一部等)、石油製品(潤滑油、揮発油の一部等)、繊維(Tシャツ、編み物等)等の鉱工業品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産品 日本 星：100% 星 日本：WTO無税譲許品目、及び実行無税品目のうち関税割当対象品目等を除いた486品目 <p>【関税撤廃の例外品目】(日本側のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉱工業品：皮革製品、石油・石化製品の一部 ・農林水産品：WTO無税譲許品目及び実行無税品目(関税割当対象品目等を除く)以外 <p>【撤廃スケジュール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本：原則、即時撤廃 石化製品の10品目のみ2010年まで段階的に撤廃 ・星：即時撤廃 <p>利点 星輸出業者の関税削減コスト：\$60M \$330M(発効後5年内)</p>
原産地規則 (第3章)	<p>第三国からの迂回輸入の防止、特惠関税享受のための原産地の定義の明確化</p>
税関手続 (第4章)	<p>税関手続の簡素化</p> <p>情報通信技術(ICT)の活用、税関手続の改善、通関手続のリスクマネジメント等の現代的な管理手法の利用</p> <p>利点：税関手続・検査の迅速化(滞留時間の削減)、効率化</p>

(注)1. 本表においてはシンガポールを「星」と表記。

2. 1シンガポール・ドル(\$S)は、2002年2月現在、約73円。

(出所)財務省、経済産業省、シンガポール貿易産業省

<p>ペーパーレス貿易 (第5章)</p>	<p>輸出入業者間で交される貿易取引文書の電子化の促進 関連民間事業者間のペーパーレス化への協力(電子化に係るインフラ整備等)を奨励。 役所、関連民間事業者からなる委員会を設置し、ペーパーレス貿易の促進を議論、2004年までに実行に移す。 利点: 文書の廃止</p>
<p>相互認証 (第6章)</p>	<p>電気電子製品及び通信機器について、輸入国において実施されている適合性評価検査が不要となり、輸出国において実施することを可能とする(輸入国は自動的に承認)。 医薬品の分野についても情報交換等の協力を実施することを確認。 利点 電気電子製品及び通信機器の日星間の貿易量は約5,000億円。主な対象品目は、AV機器、アダプター、電話機、携帯電話、FAX。 ・星 日本:(星の輸出業者の観点) コスト削減: 機器当たり電気電子製品で5~10千SS、通信機器で1.8~12千SSの削減。 時間短縮: 電気電子製品で平均4週間、通信機器で平均15日ゼロ ・日本 星:(星の輸入業者の観点) コスト削減: 機器当たり、電気電子製品で100SSの削減 時間短縮: 電気電子製品で平均3週間 ゼロ</p>
<p>サービス貿易 (第7章)</p>	<p>両国間においてWTO水準を超えた自由化を行う(市場参入を規制されることなく、市場において日本のサプライヤーと公平に扱われる) ・日星間の約束分野数(全155分野)の拡大 日本: 134(WTO基準102) 星: 139(同62) ・サービス分野の市場規模 日本: GDPの70%(2000年)、サービス市場のうち輸入品は3.5% 星: GDPの64%(2000年)、世界15位のサービス輸出国 利点(主な自由化分野) 日本: 国際海上輸送(日本は世界の海上貨物の16.7%を占める)、道路運送、製品検査・分析サービス(WTO基準にはなし)、研究開発(WTO基準の社会人文科学のみならず、自然科学まで対象を拡大)、医療(日本の一人当たり医療費は世界6位。高齢化による市場拡大)、教育(保育所、企業研修等)、流通 星: 研究開発、リース、電気通信、流通、教育、環境、金融(保健・銀行)、運輸(国際海上輸送、道路運送等)</p>

<p>投資 (第8章)</p>	<p>投資保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収用と補償：不合理な資産収用の禁止、収用の際の補償 ・ 送金（資本、利益、配当、ロイヤリティ等）の自由 ・ 投資家対国の紛争処理手続の整備 <p>投資促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 投資に関する「内国民待遇（NT：National treatment）」（相手国企業を自国内企業と平等に扱う）の付与（参入の自由化） ・ パフォーマンス要求の禁止：輸出や技術移転、研究開発の義務付けの禁止
<p>自然人の移動 (第9章)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来：サービス業のみ対象。「90日以内短期商用訪問」と「企業内転勤」のみ入国を約束 今後：対象を製造業にも拡大するとともに、「投資家」と「相手国内企業との契約に基づく入国」についても新たに入国を約束 ・ 委員会を設置し、職業資格の相互承認を検討 相手国の技術士資格（土木工業分野）を承認し、自国の技術士に許可された業務活動への従事を認めることについて検討を開始
<p>知的財産 (第10章)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 星での特許付与手続の円滑化（日本の特許庁における特許審査情報を星の知的財産庁に提出することで、安価な料金で星の特許を取得可能（1件当たり最大 2,170\$の手数料負担が軽減される見込み）） ・ 専門家の交流、知的財産ワークショップやフェアの開催 ・ 両国の知的財産データベース（日本：インターネット特許電子図書館（TPDL）、星：知的財産情報検索 HP（SurfIP））の相互接続
<p>政府調達 (第11章)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品とサービスの政府調達基準額を 10 万 SDR（1SDR = \$2.2752）に引下げ（従来は、WTO 政府調達協定の基準額で 13 万 SDR）
<p>競争政策 (第12章)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 反競争的行為を規制するための当局間（日本：公正取引委員会、星：通産省）の協力 ・ 協力対象業種は電気通信、電力・ガス分野で、協力活動の範囲は、競争政策の執行活動に関する通報、情報交換等
<p>金融サービス (第13章)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両国の規制当局（日本の金融庁、星の通貨管理庁）間の情報交換等を通じた相互協力の実施 ・ 東京証券取引所と星証券取引所は、商品に関する流動性や市場参加者の拡大をめざし、戦略的な提携関係の構築に向けた検討に着手することで合意。今後、アクセス（それぞれの取引所の会員がもう一方の市場へのアクセスを促進するための取引や決済の仕組み等）新商品開発等を検討予定。

情報通信 技術(ICT) (第 14 章)	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに 21 の ICT 製品が日本の関税ゼロ 年間 850 千 \$ 削減効果 ・公開鍵基盤(PKI: Public Key Infrastructure):電子署名・認証制度 相手国の認証事業者を認定する場合、既に相手国の法令(日本の電子署名法、星の電子取引法)に基づく認定を受けていれば、実地調査を免除 (注)PKI は、公開鍵暗号技術(秘密鍵とそれと対になる公開鍵を用いてデータの暗号化・複合化を行う暗号技術)に基づく電子署名・電子認証を利用した情報セキュリティ基盤であり、これを用いることによってインターネットなどのネットワーク環境で通信データの秘匿性・安全性の実現を図ることができる。 ・IT 技術者:日本の情報処理技術者試験と星の IT 技術認証プログラム の間で、IT 技術者の技術標準を相互に同等と認め、有資格者には相手国の試験を免除。 ・個人情報保護:日本情報処理開発協会(JIPDEC)と星のユース・トラスト の間で、個人情報保護にかかるプライバシーマークを相互承認 (注)プライバシーマーク制度は、事業者の個人情報保護に関する取組みの適切性を第三者機関である JIPDEC が評価するもので、個人情報の取扱いに関する適切性をマークによって個人に知らせるとともに、事業者に対し個人情報保護に取り組むインセンティブを付与する。
科学技術 (第 15 章)	<ul style="list-style-type: none"> ・生命科学、環境、先端技術分野における開発、研究協力の促進等 (両国の研究者、大学、研究機関間の交流等)
人材養成 (第 16 章)	<ul style="list-style-type: none"> ・第三国に対する人材養成の共同支援 ・JSP21(Japan Singapore Partnership Programme for the 21st Century)の更新 JSP21 は、97 年から国際協力事業団(JICA)と星外務省が共同で途上国に対して行っている経済・社会開発のための技術支援。 ・「日星共同研修プログラム」の創設 (財)海外技術研修協会と星貿易開発庁(TDB)等が連携し、ASEAN の研修生を対象に、経営管理、産業技術等の研修を星において実施。 ・大学間の交換プログラム(教授・学生の交流促進、単位互換等) <ul style="list-style-type: none"> ・シガポール国立大学と九州大学、慶応大学 ・南洋工科大学と広島大学 ・政府職員の交流 相手国の政策、システムに対する理解を深めるため、相互に政府職員を派遣

貿易・投資 の促進 (第 17 章)	<ul style="list-style-type: none"> ・ JETRO 星貿易開発庁(TDB)間の協力 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信、電気・電子、物流等の高成長分野を対象にした調査団派遣及びセミナーを共同実施 ・ 第三国(ASEAN、中国、インド等)における事業機会、貿易や投資環境についての調査やデータ収集を行うための調査団を共同派遣 ・ 各々が提供する企業情報データベースを相互接続 ・ 日本貿易保険(NEXI) - 星 ECICS 信用保険会社間の協力 <ul style="list-style-type: none"> ・ ECICS の海外投資付保案件に対し NEXI が再保険引受 ・ 第三国向け中長期輸出案件について両国企業に対し協調付保
中小企業 (第 18 章)	<ul style="list-style-type: none"> ・ JETRO 星生産性標準庁(PSB)間の協力 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査団派遣等を通じた両国中小企業間のビジネスマッチングの促進 ・ ワストップ情報サービスの整備や FAQ 形式によるデータベース機能の拡充 ・ 星進出を図る日系企業を支援する JETRO ビジネスサポートセンターを星に設置(2001 年 10 月)
放送 (第 19 章)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放送政策や新たな放送サービス等に関する情報交換、テレビや映画の共同製作等の協力を実施。
観光 (第 20 章)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光振興に関する情報交換等の協力 ・ 銀座とオチャートロードとの姉妹提携 2001 年 10 月に銀座で記念イベントを実施。2002 年 3 月にオチャートロードで同様の記念イベントを開催予定。
紛争の回避及び解決 (第 21 章)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議における友好的な解決が最も重要であるとの考え方に基づき、多面的な協議規定を設ける ・ 他方、協定により与えられる利益が侵害され、協議による解決が得られない場合には、仲裁裁判により終局的な解決が得られるよう手続規定を整備。